

滋賀県議会業務継続計画（たたき台）修正版

1 計画策定の目的

○平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、宮城県内で震度 7、福島県、茨城県、栃木県の各県内において震度 6 強の揺れを観測するとともに、太平洋沿岸では津波により未曾有の被害が発生した。

○多くの議会では、2 月定例会の会期中であり、提出された議案の審議や議決など、議会の活動を継続する必要がある中で、議員の安否情報の確認や、本会議場が使用できなくなった議会においては代替場所の確保などに課題が生じることとなった。

○本県においても、甚大な被害が想定される地震が発生する可能性が指摘されており、地震発生時において、議案等の審議や議決を行うために、議員や職員の行動のあり方について定めるとともに、復旧、復興の段階において、地域住民のニーズを的確に反映させるなど、二代表制の一翼を担う議会の基本的な機能を果たしていくため、「滋賀県議会業務継続計画」（以下「計画」という。）を策定する。

2 対象とする災害について

○想定される危機事象は数多く考えられるが、本計画は、事前の予測が困難で、県内の広い範囲に大きな影響が及ぶことが想定される地震の発生に対応するものとし、また、本会議等の開催など議会業務の継続という観点から、「定例会議等の期間中」に地震が発生する場合を想定した計画とする。

3 県内において甚大な被害が想定される地震について

○平成7年の阪神・淡路大震災の発生以後、日本国内において、震度6強以上の揺れを伴う地震は14回発生しており、滋賀県においても、内陸活断層や南海トラフ沖を震源とする地震が発生した場合には、表に記載のとおり震度6強から7の揺れとなる可能性がある。

内陸活断層地震	市町区域内の想定最大震度		震度6強以上の区域を想定した市町
琵琶湖西岸断層帯	7	(case1)	大津市、草津市、守山市、栗東市、高島市、野洲市、近江八幡市、湖南市
	7	(case2)	大津市、草津市、栗東市、守山市、高島市、野洲市、近江八幡市、湖南市
花折断層帯	7	(case2)	大津市、栗東市、守山市、野洲市
	7	(case3)	大津市、草津市、野洲市
木津川断層帯	7	(case1, 3)	甲賀市、湖南市
鈴鹿西縁断層帯	7	(case1)	彦根市、米原市、東近江市、多賀町、甲良町、豊郷町、甲賀市、愛荘町、日野町、長浜市
	7	(case2)	彦根市、東近江市、米原市、愛荘町、多賀町、甲良町、日野町、豊郷町、甲賀市、長浜市
柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯	7	(case1)	長浜市、米原市
	7	(case2)	長浜市、彦根市、米原市、高島市

南海トラフ巨大地震	6強	(陸側ケース)	近江八幡市、野洲市、大津市、彦根市、草津市、甲賀市、米原市、竜王町、東近江市、日野町、湖南市、守山市
-----------	----	---------	--

(滋賀県地震被害想定(概要版)平成26年3月より抜粋)

4 地震発生時の行動について

○地震発生時の状況に応じて、安全の確保等に努める。

	本会議、委員会等の開催中	本会議、委員会等の開催時間外 (在庁時)	退庁時
①安全の確保	机の下に身を隠すなどして、直ちに安全を確保する。※		状況に応じて安全を確保する。
②議事等の進行	状況に応じて、議事等の進行について判断する。	—————	—————
③避難行動	建物、設備等の損傷により、庁舎内に留まることが危険な場合は、庁舎外へ避難する。		状況に応じて避難行動をとる。

※最大震度 5 弱以上の揺れの地震が発生することが予想される場合、本会議場を含む庁舎内には「緊急地震速報」が流れることとなっているため、速報が流れた場合は、揺れが発生していなくても直ちに安全を確保する。

○議会事務局職員についても、地震発生時の状況に応じて安全の確保を行うとともに、議長等の指示により避難誘導等を行う。

○職員の勤務時間外に地震が発生した場合には、「議会事務局業務継続計画（震災編）」に基づき自主登庁し、必要な業務を実施する。

5 安否確認について

(1) 確認の方法

○県内において、大規模な地震が発生した場合、議員の所在（在庁している場合、退庁している場合）や発生時間帯に応じて、下記の方法により安否の状況を確認する。

①議員在庁時		地震の揺れが収まった段階で確認する。
②議員退庁時	職員勤務時間内 (8:30～17:15)	事務局から、電話、FAX、メール等で連絡し、安否確認を行う。
	職員勤務時間外 (17:15～翌 8:30)	事務局職員の登庁後、電話、FAX、メール等で連絡し、安否確認を行う。 (職員の登庁が少ない状況が想定されるため、可能であれば、議員から、FAX、メールにより連絡するものとする。)
【連絡先】 FAX 0 7 7 - 5 2 8 - 4 9 4 0 電子メール gikai-s@pref.shiga.lg.jp TEL 0 7 7 - 5 2 8 - 4 0 8 0 (総務課) 0 7 7 - 5 2 8 - 4 0 9 0 (議事課) 0 7 7 - 5 2 8 - 4 0 9 4 (政策調査課) ※事務局の電話、FAXが不通の場合、災害伝言ダイヤル「171」を利用する。		

(2) 確認する内容

- ・安否の状況について
- ・所在場所について
- ・参集の可否について
- ・事務局からの連絡方法について

6 情報収集について

○発災当日から数日間の議会の活動（各会派代表者会議、議会運営委員会、本会議等の開催）について検討、判断するため、震度や被害の状況、通信、交通インフラ等の状況に関する情報を収集する。

○災害復旧や復興に向けた特別委員会などの設置について、検討、判断するため、被害情報を収集する。

7 本会議等の開催について

○参集可能な議員の人数、執行部の対応の可否、6で収集した情報などを総合的に判断し、各会派代表者会議、議会運営委員会、本会議の開催について決定する。

＜本会議、委員会の定足数＞

	定足数	根拠法令等
本会議	議員の定数の半数以上	地方自治法第113条
委員会	委員の定数の半数以上	滋賀県議会委員会条例第13条

＜議長、副議長に関する地方自治法の規定＞

第4節 議長及び副議長
第103条 普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長一人を選挙しなければならない。
（第103条第2項から第105条の2まで略）
第106条 普通地方公共団体の議会の議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。
2 議長及び副議長にともに事故があるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行わせる。
3 議会は、仮議長の選任を議長に委任することができる。
第107条 第103条第1項及び前条第2項の規定による選挙を行う場合において、議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う。

○各議員は、議会事務局からの連絡手段、本会議等への参集手段の確保に努める。また、県庁周辺で水、食料等の確保が難しいと思われる場合は持参する。

8 代替場所の確保について

○大規模な地震の発生により、内部の損傷などで本会議場が使用できなくなる場合に備え、あらかじめ代替可能な場所を複数想定し、必要な備品等を確保する。

代替可能な場所の想定

	新館 7 階会議室 東館 7 階会議室	議員室	危機管理センター 無線用更新仮設室
面 積	3 3 4 m ² (新館) 3 1 2 m ² (東館)	1 6 2 m ²	1 5 4 m ²
設 備	机、イス有り	机、イス有り	机、イス無し
	マイク設備有り	マイク設備有り	マイク設備無し
傍聴席	設置可能	設置困難	設置困難

※庁舎の被災状況に応じて、代替場所を決定する

○発災から一定期間の経過後は、審議環境や傍聴席の設置などに配慮した代替場所の確保に努める。

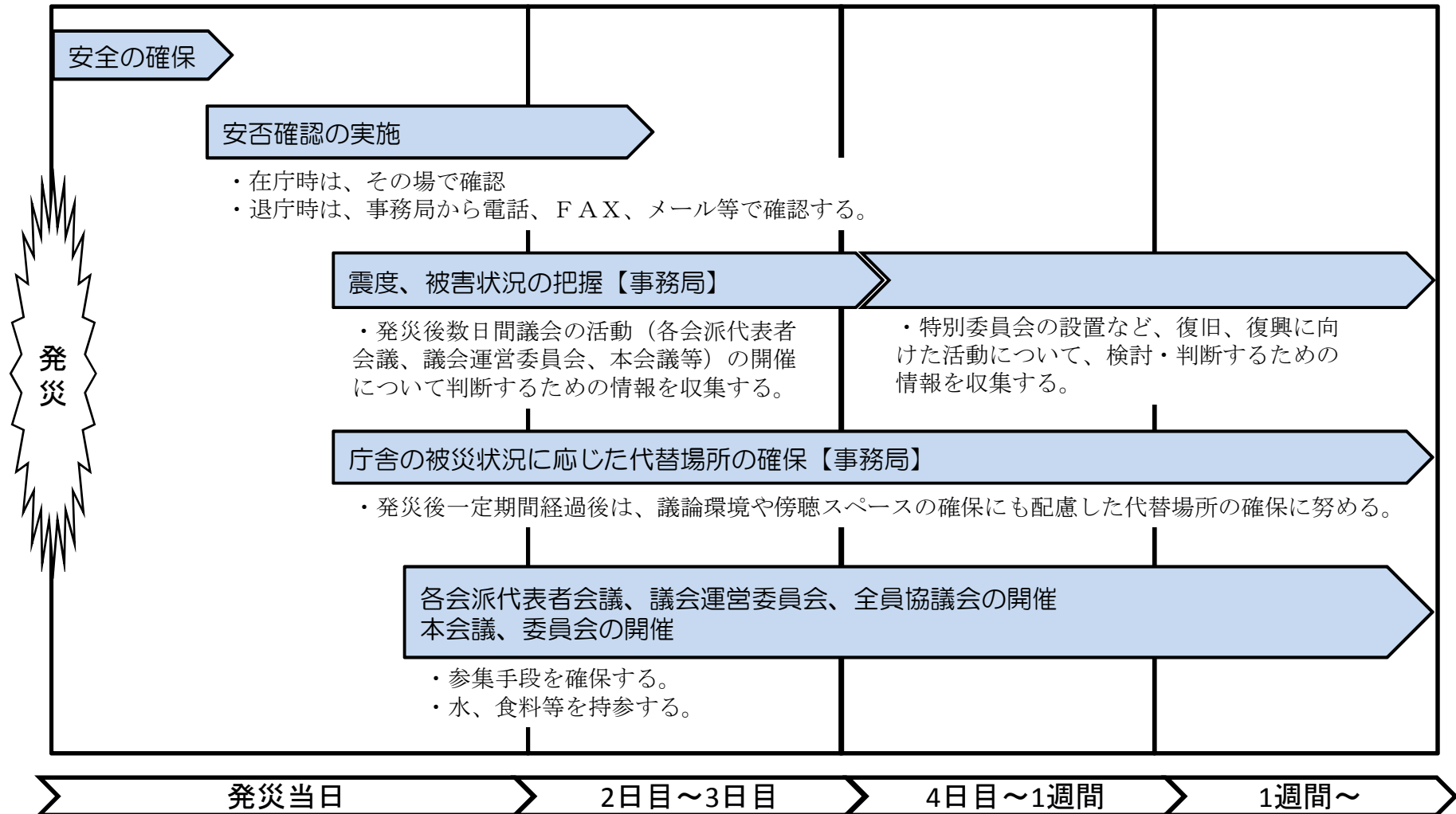
○委員会室についても、災害対策のための特別委員会などを開催する必要がある可能性があるため、使用できない場合の代替可能な場所の候補として、議員室あるいは危機管理センター無線用更新仮設室を想定する。

9 その他

○定例会議等の期間外に地震が発生した場合においても、計画に記載した業務から必要となる業務を、状況に応じて選択し実施する。

○本計画は地震の発生に対応したものであるが、安否確認の方法や代替場所については、風水害や事故による災害が発生した場合などにも適用できるものであり、本計画に準じて対応する。

発災時からの時系列による行動について



※日数は概ねの目安であり、状況に応じて対応する。

※定例会議等の期間中に地震が発生した場合を想定しているが、期間外においても、臨時会議等の開催に備え、必要な業務を行う。